

新宿区アスベスト対策助成等要綱

制定 平成 22 年 6 月 11 日
22 新都建監第 42 号

最終改正 令和 8 年 3 月 26 日
7 新都建調第 2611 号

第1章 総 則

(目的)

第 1 条 この要綱は、新宿区(以下「区」という。)の区域内において、建築物の所有者等に対してアスベスト含有調査の調査員派遣及び除去等工事の助成を実施することにより、建築物の安全性の向上を推進し、もって区民の健康被害の予防を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱で使用する用語の意義は、次に定めるものを除くほか、建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)及び建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)で定める用語の例による。

アスベスト 繊維状を呈しているクリソタイル、アモサイト、クロシドライト、アクチノライト、アンソフィライト及びトレモライトをいう。

ロックウール 珪酸質岩石、玄武岩、石灰石、スラグなどを熱溶解させ、これを繊維化したものをいう。

アスベスト含有建材 大気汚染防止法施行令(昭和 43 年政令第 329 号)第 3 条の 3 に規定する建築材料(スレート板、せっこうボード等の成形板等を除く。)をいう。

吹付け材 建築物に吹きつけられたアスベスト、又はロックウールが使用されているおそれがあるものをいう。

吹付けアスベスト等 建築物に吹付けられたアスベスト又はロックウールで、その含有重量が当該建築材料の重量の 0.1%を超えるものをいう。

除去等工事 建築物の吹付けアスベスト等の除去等を行う場合(除去等以外を主な目的とした改修に合わせて行う場合及び吹付けアスベスト等が施工されている建築物を解体する場合を含む。)で、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める工事をいう。

ア 除去 吹付けアスベスト等を取り除く工事

イ 囲い込み 平成 18 年国土交通省告示第 1173 号第 1 項第 1 号に定める吹付けアスベスト等が添加された建築材料を被覆する工事

ウ 封じ込め 平成 18 年国土交通省告示第 1173 号第 1 項第 2 号に定める添加された

吹付けアスベスト等を建築材料に固着する工事

アスベスト含有調査 建築物のアスベスト含有建材について行うアスベスト又はロックウールの有無及び含有量に係る調査であって、建築物石綿含有建材調査者による調査に基づき実施するものをいう。

建築物石綿含有建材調査者 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成30年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号)第2条第2項又は第3項に規定する者をいう。

中小企業者 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

区分所有建築物 建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。)第2条第1項に規定する区分所有権の目的たる部分が存在する建築物をいう。

管理組合 区分所有建築物の管理を行う区分所有法第3条若しくは第65条に規定する団体又は区分所有法第47条第1項(区分所有法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人をいう。

一戸建ての住宅 一戸建ての建築物(店舗等の用途を兼ねるものにあつては、店舗等の用途に供する部分の床面積の延べ面積に対する割合が2分の1未満で、かつ、当該床面積が50㎡以下であるものに限る。)をいう。

第2章 除去等工事(助成金)

(助成金の交付)

- 第3条 区は、第1条に規定する目的を達成するため、助成対象者が自ら、対象建築物に対して除去等工事を実施するときは、その申請により費用の一部について新宿区吹付けアスベスト対策助成金(以下「助成金」という。)を交付する。
- 2 助成金の交付に関しては、新宿区補助金等交付規則(昭和45年新宿区規則第7号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。
 - 3 助成金の交付は、1の対象建築物について、1回限りとする。

(助成対象建築物)

第4条 助成の対象となる建築物(以下この章において「対象建築物」という。)は、新宿区内に存する平成18年8月31日以前に建築された建築物のうち、当該各号に定めるものとする。

吹付けアスベスト等の使用を定量分析調査結果報告書により確認できる建築物
区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物(当該是正指導等を受けた建築物であつて、当該是正に従ったものを含む。)

(助成対象者)

第5条 助成の対象者(以下「助成対象者」という。)は次の各号のいずれかに該当する者とする。

対象建築物の全部又は一部の所有権を有する者(以下この章において「所有者」という。)

所有者の承諾を得て、対象建築物について助成の申請をする者(当該所有者の親族又は当該対象建築物に居住する者に限る。)

対象建築物が区分所有建築物である場合は、対象建築物の管理組合の代表者又は除去等工事を行うことについて、管理組合の総会の決議により選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者。

2 助成対象者は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

助成対象者が個人である場合にあっては、区市町村民税を滞納していないこと。

助成対象者が法人である場合にあっては、当該法人が中小企業者であること。

国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと。

(助成対象工事)

第6条 助成の対象となる除去等工事は、次の全てに該当する工事とする。

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)、石綿障害予防規則その他関連法令等に基づき適切に行う工事。

計画の策定等を建築物石綿含有建材調査者が行うとともに、当該計画に基づく現場体制に基づき実施する工事。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、予算の範囲内において、次のとおりとする。

対象建築物	助成対象事業費	助成金の額
一戸建ての住宅	除去等工事費 関連工事費	助成対象事業費の3分の2を乗じた額 (上限額500,000円)
その他の建築物		助成対象事業費の3分の2を乗じた額 (上限額3,000,000円)

備考

- 1 助成対象事業費の算出に当たっては、消費税相当分を含まないものとする。
- 2 助成金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 助成対象事業費は、次に定める除去等工事に要する費用のみとする。
 - (1) 除去等工事費(仮設工事費、吹付けアスベスト等除去・封じ込め及び囲い込み工事費、除去アスベストの投入・密閉費、除去室にある設備機器密封・前処理費、積込み・運搬費、処分費等)
 - (2) 関連工事費
 - ア 実施設計計画費(工事計画策定費、実施設計費)
 - イ 除去工事後の耐火被覆工事費

ウ 大気環境中のアスベスト濃度の測定費

第3章 助成金交付手続

(助成金の交付申請)

第8条 助成の申請をする者は、新宿区アスベスト対策助成金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

(助成金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、助成金を交付すること又は交付しないことを決定する。

2 区長は、前項の規定により助成金を交付することを決定したときは新宿区アスベスト対策助成金交付決定通知書(第2号様式)により、助成金を交付しないことを決定したときは新宿区アスベスト対策助成金不交付決定通知書(第3号様式)により、当該申請を行った者に対し、通知するものとする。

3 区長は、第1項の規定による助成金の交付の決定(以下「交付決定」という。)には、必要に応じ、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 第8条の申請をした者が交付決定又は前条第1項の規定による不交付の決定前に事業を中止するときは、新宿区アスベスト対策助成等事業取下げ届(第4号様式)により区長に届け出るものとする。

(権利譲渡の禁止)

第11条 交付決定を受けた者(以下「被助成者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し又は担保に供してはならない。

(着手届)

第12条 被助成者は、事業の着手後速やかに、工事着手届(第5号様式)に別に定める関係書類を添付して、区長に届け出るものとする。

(交付決定の変更)

第13条 被助成者は、交付決定の内容に変更(助成金の額が減額となるものに限る。)をしようとするときは、新宿区アスベスト対策助成金交付変更申請書(第6号様式)に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じ、現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、新宿区アスベスト対策助成金交付変更決定通知書(第7号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

3 前項の規定による承認には、必要に応じ、条件を付することができる。

- 4 区長は、第1項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、これを不適当と認めるときは、新宿区アスベスト対策助成金交付変更不決定通知書（第8号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。
- 5 被助成者は、交付決定の内容を変更（第1項に規定するものを除く。）しようとするときは、軽微な変更届（第9号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（事業の中止等）

- 第14条 被助成者は、交付決定を受けた事業を中止し、若しくは再開し、又は廃止しようとするときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止（再開）・廃止申請書（第10号様式）に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。
- 2 区長は、前項の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止（再開）・廃止承認書（第11号様式）により、当該申請を行った者に通知するものとする。

（状況報告等）

- 第15条 区長は、助成の対象となる事業の適正な執行を図るため必要があるときは、被助成者に対し、必要に応じて、その執行状況に関する報告を求め、現地調査等を行うことができる。

（完了報告）

- 第16条 被助成者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、新宿区アスベスト除去等工事完了報告書（第12号様式）に必要な書類を添付して、区長に届け出るものとする。

（助成金額の確定及び交付）

- 第17条 区長は、前条の規定による届出を受けた場合において、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、これを適当と認めるときは、交付すべき額を確定し、速やかに新宿区アスベスト対策助成金額確定通知書（第13号様式）により、当該届出を行った者に通知するものとする。
- 2 助成金の交付の請求は、前項の規定による通知を受けた後に、新宿区アスベスト対策助成金交付請求書（第14号様式）を区長に提出することにより行うものとする。
 - 3 区長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、助成金を交付するものとする。

（助成金の交付決定の取消し）

- 第18条 区長は、次の各号のいずれかの場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

第9条第2項の規定により交付決定を受けた事業の廃止について承認を行ったとき、被助成者が偽りその他の不正な手段により助成金の交付決定又は助成金の交付を受

けたとき。

この要綱及び法令の規定に違反したとき。

その他区長の指示に従わないとき。

- 2 区長は、前項の規定により交付決定の取消しを行ったときは、当該交付決定を取り消された者に対し、新宿区アスベスト対策助成金交付決定取消通知書（第15号様式）により通知するものとする。

（助成金の返還）

- 第19条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る助成金が交付されているときは、当該交付決定を取り消された者に対し、当該交付されている助成金の全部又は一部について、期限を定めて返還を求めることができる。

第4章 アスベスト含有調査（調査員派遣）

（調査員の派遣）

- 第20条 区は、第1条に規定する目的を達成するため、派遣対象者が、区が委託する業者によるアスベスト含有調査を申請したときは、区の負担により調査員派遣（調査員を派遣し、調査を実施することをいう。以下同じ。）を行う。
- 2 調査員派遣において、採取する検体数は原則吹付け材1検体、吹付け材以外のアスベスト含有建材1検体とする。ただし、対象建築物において異なる吹付け材を使用していることが明らかな場合はこの限りでない。
 - 3 調査員派遣は、1の対象建築物について、1回限りとする。ただし、吹付け材が使用されている建築物の場合は、吹付け材で1回、吹付け材以外のアスベスト含有建材で1回とする。

（派遣対象建築物）

- 第21条 調査員派遣の対象となる建築物（以下この章において「対象建築物」という。）は、新宿区内に存する平成18年8月31日以前に建築された建築物のうち、当該各号に定めるものとする。

アスベスト含有建材が使用されているおそれのある建築物

区から違反建築に係る是正指導等を受けていない建築物（当該是正指導等を受けた建築物であって、当該是正に従ったものを含む。）

（派遣対象者）

- 第22条 調査員派遣の対象者（以下「派遣対象者」という。）は次の各号のいずれかに該当する者とする。

対象建築物の全部又は一部の所有権を有する者（以下この章において「所有者」と

いう。)

所有者の承諾を得て、対象建築物について調査員派遣を行う者(当該所有者の親族又は当該対象建築物に居住する者に限る。)

対象建築物が区分所有建築物である場合は、対象建築物の管理組合の代表者又は調査員派遣を行うことについて、管理組合の総会の決議により選任された者又は持分の合計が過半となる共有者の承諾を得た者。

2 派遣対象者は、次の各号に掲げる条件を満たす者でなければならない。

派遣対象者が法人である場合にあっては、当該法人が中小企業者であること
国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体でないこと

第 5 章 調査員派遣手続

(調査員派遣の申請)

第 23 条 調査員派遣の申請をする者は、新宿区アスベスト調査員派遣申請書(第 16 号様式)に必要な書類を添付して、区長に申請するものとする。

(調査員派遣の決定)

第 24 条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて現地調査等を行い、調査員派遣の可否を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により調査員派遣を決定したときは新宿区アスベスト調査員派遣決定通知書(第 17 号様式)により、調査員派遣を行わないことを決定としたときは新宿区アスベスト調査員不派遣決定通知書(第 18 号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第 25 条 第 23 条の規定により申請をした者が前条第 1 項の規定による調査員派遣の可否の決定前に調査員派遣に係る事業を中止しようとするときは、新宿区アスベスト対策助成等事業取下げ届(第 4 号様式)を区長に届け出るものとする。

(事業の中止等)

第 26 条 第 24 条第 1 項の規定による調査員派遣の決定(以下「調査員派遣決定」という。)

を受けた者が、調査員派遣に係る事業を取りやめようとするときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止(再開)・廃止申請書(第 10 号様式)により区長に申請するものとする。

2 区長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、新宿区アスベスト対策助成等事業中止(再開)・廃止承認書(第 11 号様式)により、当該申請を行った者に通知するものとする。

第 6 章 雑則

(関係帳票の保管)

第 27 条 交付決定又は調査員派遣決定を受けた者は、申請図書その他事業の実施経過を明らかにするための書類を、事業完了後 5 年間整理保管し、区長の求めがあった場合は提出しなければならない。

(補則)

第 28 条 この要綱に定めるもののほかこの要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成 22 年 6 月 11 日 22 新都建監第 42 号)

- 1 この要綱は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の規定による助成金の交付は、この要綱の施行の日以後に着手する助成対象事業について適用する。

附 則 (平成 24 年 3 月 22 日 23 新都建監第 146 号)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 27 日 28 新都建調第 2760 号)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 6 月 30 日 29 新都建調第 603 号)

この要綱は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 30 日 29 新都建調第 3307 号)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 31 日 3 新都建調第 2740 号)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 6 年 3 月 29 日 5 新都建調第 2622 号)

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 7 年 3 月 7 日 6 新都建調第 2584 号)

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 8 年 3 月 26 日 7 新都建調第 2611 号)

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。